

関税法施行規則の一部を改正する省令案要旨

- 1 認定事業者（AEO）の法令遵守規則等の記載事項について、貨物のセキュリティに係る事項を明確化することとする。（関税法施行規則第1条の3、第4条の5、第7条の4、第8条の3、第8条の5及び第9条の8関係）
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 3 この省令は、平成28年7月1日から施行することとする。